

講 演

神社の發達に關する一觀察

文學博士 黒 板 勝 美

今晚は神社の發達等に就きまして御話を致したいと御約束をして置いたのであります。ところが丁度今學年末でありまして、論文の審査や又色々修了試験や何かのことで忙しうございまして、それに實は明後九日の晩か翌十日の朝朝鮮の方に行くことになつてゐまして、いろいろ準備を致さなければなりませんので、旁々今晚は前以て用意を致しまして御話が出來ないことは、皆様に御許しを願はなければならぬのであります。

尤も私が専門外と申してもよい、平生餘り研究して居ません斯様な問題に就て御話を致すことになりましたのは、最近奈良から和歌山あたりを廻りまして、神社に就いて多少學界の注意を惹起してゐる座のことも調べてまゐりました、その事を先頃加藤博士に御話を致しましたところ、それについて何

か話をしたらどうだらうと御依頼がございましたけれど、座の研究は猶ほ幾多の實例を捉へて御話をしなければならぬやうに思ひますし、又現に今日残つて居ります神社の座は京都府、奈良縣、滋賀縣をはじめ、北陸道の方にも、能登あたりに残つて居るといふことでありますし、座の變形ともいふべきものは氏子の組織の上に觀らるゝところが少くないのでありますから、今晚座のことを中心としては、御話を致すといふにはまだ私にはその時機が到達いたして居らぬのであります、それで以前から神社の成立發達等に就て從來の説に對し疑問を有つて居りますことを、この座と關連してこゝに私見を述べ皆様の御批判を仰ぎたい考で出席したのであります。

先づ疑問を懷きました最初の動機は三代實錄の貞觀八年二月の條に、大和の御歲神のことに就て、神祇官から奏狀を出したことが極簡單に出て居ります。それはこの御歲の社には從來神主といふものがない、このたび神主を置いた所が祟があつて仕様がな、どうしたら宜からうかといふのでした、それで朝廷では御評議の末、神主を寧ろ廢めてしまへといふことになつたのであります。御歲神社がどういふ性質の神社であるか、今まだ私は之を十分研究する暇もないのであります、兎に角神祇官に依て神主問題が表向きのものとなつたことは、此神社が必ずしも淫祠といふやうなものでなくて、矢張り古くから奉祀せられた由緒ある神社で、所謂官社即ち神祇官の管轄に屬する官社として認知されて居た歴史とした神社であると推則さるゝのであります。其官社に神主を置いたところが祟りがあつたから之を廢

めなければならぬことになつたといふ問題は、少くとも平安朝の初期に、神祇官の管轄に屬する所の神社中にも神主を有つて居ないものが存在して居る事實と見るのであります。此事は他の神社の例から考へますと如何にも私は不思議に考へてゐましたところ、大和の吉野郡には今も村社で、どうしても社掌を置かない神社が存在して居るさうであります、又村神主といつて、社掌の外に實際祭典に預るものゝあるところもあるのであります、神社の性質を考察するに當つて注意すべきことであらうと思ひます然るに去る大正三年の夏福岡縣に出張しまして、博多灣の入口にあります志賀島で蒙古襲來に關する研究や上代史の上に問題になつて居ります委奴國王の印が出たと傳へらるゝ場所を調査しましたが、その折に、志賀神社に參詣を致しましたところ、社殿で中臣祓を讀んで居る聲が致しましたから、のぞいて見ますと、其祓を神前で讀んで居ります者は、神官でなくて一個の老人であつたのであります。此老人は村のもので如何にも質朴なお爺さんでありました。暫く私はその後立つて中臣祓を讀んで居るのを聽いて居りますと、延喜式の祝詞にある、私の記憶に残つて居る祓の詞と少し違つて居る。中には詞のつゞき具合や文句におかしい点もありますけれども、又中には延喜式よりも却つて古意を存してゐないかと思はれる氣持のものがこの老翁の讀んで居ります祓詞の中にありました。それで老翁が祓の詞を唱へ終りましたときに、其老翁に話を仕掛けまして、私は申しました、自分は今茲に來て參詣して、二つ不思議なことがある、第一には普通の社ではどこでも神官が神前で御勤仕申すのであるが、この社は神

官の影が少しも見えない、その代りに貴方のやうな老人が中臣祓を神前でよんでゐらつしやるのはどういふ譯でありますか、第二には今よんで居られた中臣祓の詞が自分の知つて居る書物に出て居るとは異つて居るが、どうして御習ひになつたのでありますか、どうか此二つのことに就て御尋をしたいのであるが、今祓の詞をどんなに讀まれたか、よく記憶をして居らぬから、もう一遍讀んで呉れないかと相談しましたところ喜んでまた讀んでくれましたから、私はそれを筆記して持つて歸りました、さうして延喜式と比較して見ますと、矢張りチヨイ／＼異つて居ます、しかもその中に棄つべからざるものがあるのであります、今 ノートが一寸見えませんので、こゝに對照することは出来ませんが、餘程面白く感じました、さうして延喜式の祝詞の編纂に就て一つのヒントを得た心地が致しました。即ち祝詞を延喜式の中に收められた際に、或は真觀式を造られた際に、從來口から口に傳へて來た祓の詞に、神社によつて相異出入があつたであらう、それを神祇官で一定されたのではあるまいか、さうして式の中に載せらるゝやうになつたのではないかと推測されます。又延喜式の祝詞が古い時代の日本の言葉少くとも神祇關係の言葉を研究する主要の材料であると考へ得らるゝならば、式の祝詞と異なる祓詞を傳へた志賀神社のやうなところは、この点から見ても研究の必要がありはせぬかと考へらるゝのであります。私はこんな社は猶ほ他にも交通不便な場所などに多少残つて居りはせぬかと注意して居るのであります。併し此問題は志賀神社の古い創立を傍證するくらゐで、大した關係はないのであります。この

事よりも神官の姿が見えないので、こんな老人が御宮の御つとめをして居ることに依て私は直ぐ三代實録の貞觀八年二月の條を想ひ起さざるを得なかつたのであります。そこで更に精しくどういふ譯であるかと老翁に聞いて見ました所が、其老翁は何等從來の歴史など知つて居りませぬ、殆ど目に一丁字のない志賀島の浦に住んでゐる漁師のお爺さんでありました、従つてあまり委しい事も分りませんでした。が、この神社には阿曇家の人で代々神官をやつてはゐるが、今は他の社から兼務して居る、さうして大祭の時だけやつて來るに過ぎぬ、平生は皆志賀村の氏子の中の者が權神主や祝などになつて神に奉仕してゐる、その神役を定むるには神社に座帳といふものがあつて、毎年九月八日九日の供日（彦宮日とも書す）に詔が其年に生れた男の子を抱き、御神酒と生肴を持つて神社に參ります、供日と申すのは秋祭の日で九州地方の方言であります。さうして此座帳に其赤ん坊の名前を附けるのであります。その名前をどう附けますかと申しますと、座が六つありまして、一番初めが權大宮司、此權大宮司には一良から二良、三良、四良までである——此良といふのは本當の文字は簡、正しく書けば簡といふ字です、權大宮司の次が禰宜、之が矢張り一良から四良まである、其次が別當、此三つを大座と申します。それからその次に檢校があります。此檢校も矢張り一良から四良まであります、また其次が權別當、是も一良から四良まで、其次に樂座、是も一良から四良まで、此二つを小座と申して居ります。それからもう一つの呼び方は權大宮司を稱して一番座と申して、禰宜以下樂座までを三番座、四番座、五番座、六番座と申

すのであります。さういふ座帳があります。さうして其座帳に氏名を載せるのであります。此座帳に氏名の附け方をさういふやうにするかと申しますと、各所役の希望によつて氏名をつけるので、權大宮司になりたければ、その下に氏名を書くのであります。さうして順番が來ると權大宮司とか禰宜とか別當とかいふ役になるのであります。村全体でも氏子がなか／＼多勢でありますから、さうして普通六十歳にならなければ此六座の中で一良から四良までの人になれない。詰り二十四人しか神社の特別奉仕者となることは出来ませぬ。それにこの六座の中では無論小座よりも大座が上である、大座の中でも權大宮司が一番宜いのでありますからだれでも權大宮司になりたいのが當然であります。皆が權大宮司を望んだら百歳まで待つても四良に入ることば出来ません、それで別當になるとか或は樂座で我慢することか、いふやうになつて自然に順序が附いて行くのださうであります。さうして既に先座に遣入つて居るものが死ぬか、老衰して辞退する時に段々繰上げて行くので、座帳には此四良の下の方に氏子の名前が百人とか、八十人とか居るのであります。其上の方から死んだり引いたりしますと、段々繰上つて行くのであります。この老翁も段々順序を経て禰宜の一良となつた者であると申してゐました。

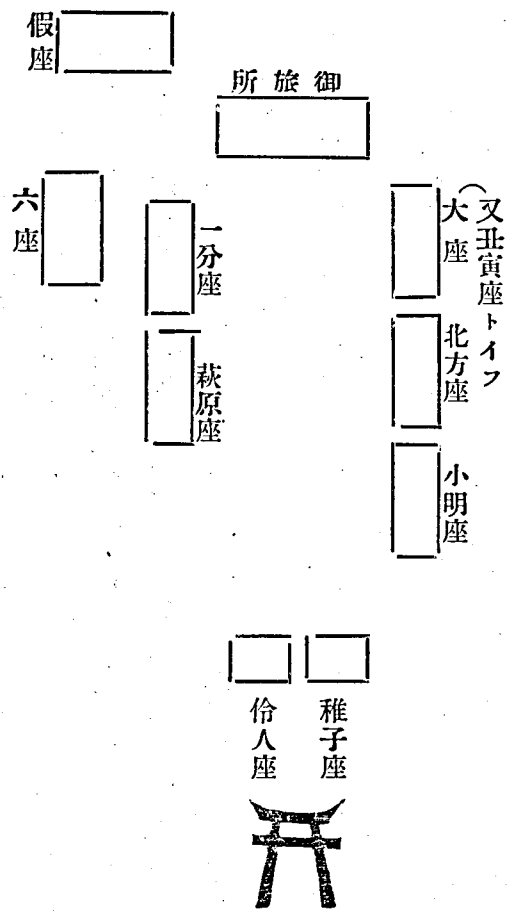
こゝに先づ考へて見なければならぬのは一番上のものが權大宮司であることです。權大宮司と云へば正大宮司の次に列すべき性質のものでありますから、大宮司といふ者があるべき筈であります。其大宮司の家は即ち阿曇家で段々調べて見ますと、大分古い時代から阿曇連は志賀島の主人ともいふべきもの

で、香椎神社とも關係が深いのであります。元來志賀神社といふのは海神を祭つたのであつて、即ち海人を支配する阿曇氏が此志賀島を支配し、志賀神社の祭祀をも掌つて來たのであります。日本書紀には應神天皇の時代に、海人が非常に騒ぐので阿曇連の祖先を遣つて治めさせ、海人の司となされたと傳へられて居ります。尤も應神天皇時代に斯様なことがあつたかどうか、よし日本書紀に書いてありましても之を信するに否とはその人の自由であります。阿曇連が海人を掌つた家であつたことだけは確なことであるといはねばなりません。或は必ずしも阿曇連の祖先が中央政府から差遣されたとは考へることが出来ませぬにしても兎に角阿曇氏がこの島も海人も支配してこの神社の神職として續きました。それが戰國時代から零落いたしましたして、黒田藩の時代には神官でありながら此志賀島の庄屋になつてゐたのであります。元來志賀島そのものを阿曇家が持つて居つた、自分が領して居つた、それが戰國以來段々武家に壓迫されて庄屋に零落したのであります。阿曇家は志賀神社の神官であつたと同時に、此島の支配權を有つて居つたのは餘程面白いこと、思ひます。私はこの志賀神社と志賀島及び阿曇家との關係をはじめ、六座の組織等によつて、我國に於ける神社の成立に就て大なる注意を喚起さざるを得ぬのであります。さうして先づ此志賀島と神社と阿曇家及び村人との關係を見て、如何にも日本の神代に遡つて吾の皇室を中心としたる大和民族の社會を想ひ出さざるを得ぬのであります。即ち皇室が神祇祭事を最も嚴重になされて、天皇御自身に祭事を御掌りになり、所謂五部の頭神などの出現以前にあつて、八百萬

神の中から如何なる神か神祇祭祀に關係して居たかを考へて見ますと、丁度志賀島の狀態ではなかつたでせうか、他の神社が永い間に佛教とか或は支那の文化等に依てすつかりその制度が變つたにも拘らず偶々此處に残ることが出來たうぶな日本固有の神社制度ではあるまいかと考へざるを得ないのであります。そこで座帳の事ではありますが、これに就ては先づ其他の一二の例を申して神社成立との關係に及びたいのであります。私の實見いたしました一つの例は、大和の生駒郡の生駒神社、是は奈良から大阪の方に參ります電車で、聖天様で有名な生駒といふ驛があります。其生駒から降りて一里ばかり西の方に遁入つて行きます谷間にある神社であります。其生駒神社の祭神は生駒彦、生駒姫、即ち生駒といふ地名をその神名とした神社であります、神社の位置は山の上にあります、大分高い石段があります、その社殿の造り方も餘程他の神社とは異つたプランを有つて居りますのみならず、私の參詣しましたのは、夕方でありましたから十分附近を廻つて研究することが出來ませぬかつたけれども、本殿の後方の高いところは古墳ではないかと考へられます。祭禮のときは石段の下の廣場で少し小高いところに神輿を擔いで參りまして、そこにある御旅所に安置するのでありますが、御旅所の前に二列に四方開け放しになつた草葺の家が六棟東西相對して並んで居ます、さうして一々之には名稱がありまして、右の方にある一番初めのを大座又は丑寅座といひ、其次が北方座、それから小明座、左の方にあるものを一分座、萩原座、六座といつて居ります。それから、前の方に稚兒座と伶人座とがありまして、生駒の上郷と下郷と



が一年交代に稚子や伶人の役を勤めるのであります。又御旅所の左の方に小さい家がありまして、神官や村役人などの居るところで、之を役座と申します。



さて大座以下の六座には各座帳があります、その入座に就ては、色々習慣が残つて居るといふやうなことでありましたが、それは聞き漏しました、殊に一番初めのを大座と申すのは、前に述べました志賀神社の座の各段にもありますし、江州の信樂邊にあります神社にも存在して居ることを考へて見ますと、

餘程面白いやうに考へられます。併ながら志賀神社の座と生駒神社の座とは多少其間に異つた点があることは、今説明を致しましたけれども御分りになるだらうと思ひます。即ち志賀神社のは神官の座で生駒神社の六座は氏子であります。さうして別に役座と申すものがあるのであります。又生駒神社で聽いて見ますと、大座以下の六座には各々皆田地や積立金を有つて居りまして、共有となつています。さうして各座とも一膳二膳三膳がありましてこの人々が財産上の始末なども相談して決めます。同時に又御祭をするに就ての費用や何かは是等の基本財産といふものからやつて居ります。場合に依ては其不足額は各々分擔をして行くことになつて居るのでありますが、今一つ此に頭屋と申しまして（是は奈良地方その他にも大分實例があります）祭後の御馳走などをする當番であります。さうすれば此場合に於ては神職にこそなりません、六つの座のものは神社の御祭に對する義務と權利とを有つて居らる次第であります。それに座の組織さるゝ工合は金持とか貧乏人とかいふので上下の席が決定するのでなくて、全く入座の順序に依て決するのでありまして一膳、二膳、三膳が一番上の座を占め、だん／＼新入のものに及ぶのであつて、何等財産とか地位とかいふものによつて座席の順序が定まるものではありません。

それでは元來どんな風にして座が出来て来たかと考へて見ますと、此六つの座は最初から存在した譯ではないと思ひます。私はこの神社が出来たときは、先づ一座だけであつたらう、是は座の名稱を考へて見ても直ぐ分るやうに考へます。即ち大座といふのがそれで、最初は大座だけの氏子で組合組織が

出来て神社の御祭をしたのではあるまいか、それが段々其地方に住民が加はつて來ますと、北方座といふやうなものも出来、小明座、一分座、萩原座といふものが出て、一番終ひに出来たのが六座といふ名前であらう、尤も大座の次に北方座や小明座などが出来るまでにだん／＼移住して來た人々は祭儀に獨立した一座を有することの出来なかつた或期間があつたでありませう。此生駒神社では、この場合どんな事情があつても一つの座にさういふ中途半端のものを入れないことになつて居るさうですが、又或るところではこんな場合には、大座に一時加入するには大座の人の養子分になる、即ち家の名を冒すことにして座に組み入れらるゝことになつて居ります、少し變遷した座の形式であります、紀州の岩出村にあります國分寺の藥師如來に一つの講が組織されて居ます、併し名稱は矢張り座と申して居りまして神社の座に當るのであります、その組織などは殆ど神社の座と同じものであります。唯此場合に於ては座が一つだけでありますから、新しく移住して來たものが加入することを許すことになつて居ますが、それには條件があるのです。例へば山中某といふ人が加入したときには座の中の一人の氏を冒すもし川上といふ人があれば其處へ入籍するのであります、座帳には山中某となくて川上某となつて居ります、戸籍面と座帳の名前とは違つて居り、之を座送りといつてそれには矢張り儀式があるやうであります、入座金といふやうなものを入れて其方に加入するのであります、けれども唯金を出すといふだけではいけないので、前に申しましたやうに座の一人の家族になつて記帳される次第であります

す。

そこでこの座の組織について、更に生駒神社の志賀神社のとの異つて居る所以を神社の發達の上から考究する必要がありますが、それについては、こゝに先づ神社の成立について私見を述べたいのであります。今日まで多くの學者が神社の起原を論じて居られますが、私はまだそれらに満足することの出来ない一人であります。固より信仰といふ方面から觀まして、自然崇拜の上から起つて來る神社も澤山にあり、又祖先崇拜の上から起つて來る神社も無論澤山あり、殊に古墳と關係を有する神社もあるであります。併しながら是等の神社が出來たことは之を祭るところの住民があることを意味することは同時に其神社の存在して居る附近が開發されて居る、さうしてこの住民は定住して社會を成して居なければ神社の存在が現れて來る理由がないのであります。さうすれば神社が起原は其地方に部落といふものが起つて、始めて爰に神社があり、その祭神は部落を成す人々の信仰によつて異なることゝなるので、自然崇拜も祖先崇拜も地方々々によつていろ々異なることゝなるのであります。それでは部落はどのいふやうにして起るかと申しますと、我が國の古い時代では外國のやうに生存競争の烈しい平原地帯と違つて、その山國であり島國であることから、原始時代から長い間澤山の部落が各地方に各々存在を許された、丁度今の臺灣の生蕃のやうな有様、或は魏志の東夷傳にあります三韓や倭人に關する記載のやうに小さい國家があちこちに澤山あつた時代が続いて居ました、私は其部落にはどうしても宗教方面と政

治方面との上に最も高い地位を占めて居る鼻助とか酋長とかいふ豪族が其部落を支配して居たと推測されます。恐らく我が大和民族はその最も大きなものでありその酋長が皇室であらせられたであらう、また前に述べた志賀神社を中心として居た部落の酋長が阿曇連の祖先であつたと考へられます。然らば大和民族の建國以來その中心としてもし神社を有つて居つたとすれば大嘗祭を行ふ所の神社ではなかつたらうかと思ひます、尤も社殿は歳祭ごとに新築する習慣であつたかも知れませんが、祭政一致の精神が現れるところがなければなりません。毎九月の供日に志賀神社で座帳に入れるといふ、供日の祭といふことは、即ち秋祭でありまして、皇室では之を新嘗祭と申され、御一代一度の大典を大嘗曾又は大嘗祭と申さるのでありまして、五穀豊穰、米が能く出来たお祝ひの祭であります。其時に座帳に入座といふことがあるとすれば、志賀神社の起原は餘程成が國に於ける神社の起りを觀るに大切なものであらうかと考へます。固より今日行はるゝ大嘗祭や新嘗祭等には段々と輸入された支那文化の影響を受けて變遷したものもありませうが、こゝに私は部落と大嘗祭との關係を考へて見ますと、部落があつて始めて其處に農業が起るのでありまして、一つの民族が部落を作つて定住することになるのは農業が行はれるときでなければなりません、狩獵とか漁獵時代の民族は必ずしも定住する必要がないが、農業の時代になるとどうしても定任せなければならぬ、大嘗祭や新嘗祭はこゝにいふまでもなく農業時代の産物であります。其大嘗祭や新嘗祭は、天皇御自身に神主となつて御祭をなされる、天照大神も御自身に御祭り

になつたと傳へられて居ます。少くとも我が國に於ては農業時代に入つて大嘗祭を行ふ上から神社といふものが起つたのではないかと考へます、いはゞ神社は自然崇拜なり、祖先崇拜なり、又は動物崇拜や器物崇拜などを或神聖なる場所に定めたといふことである、従つて地方々々で特別の事情に依て神そのものには色々あり得ることでありますが、神社の存在は部落の存在と關聯して考ふべきものではないかと思ひます。さうすれば志賀神社の例は割合に原始的の狀態を尙ほ今日に残して吾々に示されて居るものと考へることが出来ないでせうか。けれども私は是のみが神社の出來た唯一の理由とは決して申しませぬ。之が一番古く建國當時に遡つての日本の神社の起原として出發点を置くべきものではないかといふのであります。勿論後世に出來た神社についてはその起原が色々あることは申すまでもないのであります。例へば香椎宮の如き、もと香椎廟と申しまして、神社でもなく山陵でもなく、中間の神聖なる場所でありました。それが遂に神社になつて了つたのであります。

そこで少くとも部落の存在といふことに依て神社が其處に存在し得るのであるとしまして、上に述べたやうな部落と神社との關係があり、その首長が祭主となるとして、神を祭るのにだん々専門の家が出來たのが大和民族では所謂五部神でありました、志賀神社のはさる職業的の家が出來ず、村民が之に奉仕するのであります。が之と同時にもう一つ異つた場合を假定して見ますと、一の民族がだん々發展する、さうして他の地方に出て行き、又一つ新しい部落を作ることになつて來る。若し此處に違つた

民族が居つたらそれを驅逐するか、或はその地を見捨て、また第二の新しい地方に落ちつく、しかし異民族も居らず、新にその土地を開發して部落を作る、この場合には前に述べた大和民族や志賀部落とは違つた神社の祭り方が起るではないかと思ひます、即ちこの場合に於て中心になり首長となるものがないければ、その部落に神社が出来ても、神社を祭る中心があるのでなく、部落のものが總て神社と平等の關係を有することゝなるので、お祭についても各々平等の權利義務を有つて居るので、言葉を加へていへば別に神主といふ者は無くて、兎に角そこで秋の祭をやるのであつて、十とか二十とかの大きな家族が平等に祭祀といふものに就て權利義務があることゝなるかと思ひます。即ち是等の家族の者が神官の役をも平等に勤めて居つて、御祭などをやつて居つたのでありませう、然るに其後段々社會が進んで來ると、或は官社となり或はよしや神祇官で祭られぬでも其地方で神社が莊嚴になつて來ると、職業的の神主が必要になつて今日に及んだのではありますまいか。職業的の神主が起る以前に非職業的に社役を勤めて居たさうして職業的の神主を置くやうになると、前に非職業的に平等に社役を勤めお祭に従事したものが今の座といふものを組織することになつたのではないか、更に委しくいへば座といふものは以前からあつたのであるが、後に今のやうなものとなつたのではないか。いづれにしても志賀神社の場合と生駒神社の場合と座は二つの種類があるが、之を神社の起原と結びつけて考ふれば、部落あつて神社あり、神社あつて座があり、神の前には平等であり同等であるといふところに國民性の發露

があるのであります。それで職業的の神官が出来ても或る神社ではその神官を餘り信頼せず、氏子自身でお祭りをするでなければ満足せぬところに座の精神があります、さうして第二の移住者、第三の移住者或は第四の移住者によつて第二、第三、第四、第五の座が出来ることゝなつたのであります。さうすれば三代實録に三歲神社に神主を置いたことが祟をなしたといふのは、それが却てその地方の人々の信仰思想と合はず、従來の習慣とも合はない、それで或は妨害をするやうな者もあり、祟りといふやうになつたので、遂に神主を置くことを廢められたことかと考へますと、そこに一の神社祭祀について今日の神社行政の上に一の注意を喚起すべきものがあるやうに思はれます。殆ど神官や社掌等を置かぬでも十分氏子で祭なりが出来よく之を保護することの出来るのにすべて神官を置いて居るのは所謂畫一主義の弊であり、神社の成立發達をよく研究しない結果といはねばなりません。要するに日本の神社の成立發達に就てこれを社會的に猶ほ調査し神社と氏子との關係を古に復して、我が國民思想の上にこれを善導せねばなりません。

